

「あらまし事」の注釈

——顕昭歌学の陥穽——

紙 宏 行

— 「正義」がない

『拾遺抄注』以来『袖中抄』に至る、顕昭の果てしない注釈を読み進めていくと、明快な解答が出てきたというより、迷妄して迷妄のまま終わっているものも少なくない。彼の情熱と苦闘が非常にむなしものに思えてくるのである。ここで、改めて、顕昭が注釈する當為と注釈内容とはどのような位相にあるのか、『袖中抄』を中心に考察しておきたい。

たとえば、有名な難義語である「カヒヤガシタ」(6)の次のような注釈はその典型例である。他説を「僻事」として否定している部分に傍線を付して示す。

顕昭云、(略)

トイフコトハキコエズ。

敦隆が類聚古集ニハ、:オボツカナシ。:心ニカナハズ。

奥義抄灌頂卷云、:此義イカゞトキコユ。:
又譯ト云事アリ。:キコエズ。

又ヨミガタシ。

又云、如何。

堀川院百首ニ、公実卿水哥云、:サレド其証不見歟。
登蓮法師云、:大様ハ人ヲドシ事歟。
又登蓮法師ハ、:僻事也トマウンキ。トカクイヒテ
ヒトスヂナラヌハ不実ノ事歟。

童蒙抄云、:僻事ナメレ。:此義心エズ。:

岸ノイヤヲ云トイフ義ハ、和語抄ニハベメリ。サレ
ドソレモコ、ロユカズ。

顕昭は、敦隆の説や「奥義抄」の説以下、多くの説を逐一引用しては「オボツカナシ」「イカゞ」「其証不見」「不実」「心エズ」「コ、ロユカズ」などと、ことごとく「僻事」と決めつけて批判してゆく。顕昭の学識が躍動する得意の筆致であるといえよう。

顕昭の注釈の目的のひとつはそこにあるのであって、

ヨロヅノフミニ、キヂスハキジノ異名トイヘリ。僻事也。此事ヲシラセム料ニ注付也。

(「キヂス」(36))
と「僻事」が「僻事」であることを知らせるために注を付し、あるいは、

二条院御時、或人湖上月トイフ題ニキナノミヅウミトヨメリシヲ、其座ノ歌仙達ミナトガメラレズト承シ、口惜事也。仍注付侍也。

(「キナノミヅウミ」(269))

と、「僻事」に基づく詠歌に対し批判する「歌仙達」がいなかつたことを「口惜事也」と憤慨し、先達の不備を補おうと「注付」したという。顕昭は、このような方針に従つて、先行諸説に見られる「僻事」を逐一指摘、批判していくのである。

ところで、先の「カイヤガシタ」注釈の引用文に付した二重傍線部は、登蓮や『和歌童蒙抄』の説の引用文中に見える「僻事」であるが、これらの先行する諸説も他説の「僻事」を指摘しては自説を主張したものである。さらにそれが、顕昭によって「僻事」と決めつけられるという図式である。次々と生み出される「僻事」を否定して提示された説がまた「僻事」と否定され、またそれ

が否定され、という土竜叩きのような難義語注釈の果てしない循環構造が見て取れる。

それでは、「僻事」を虱潰にしていってその先に何があるのかというと、「僻事」の対になる、正しい説を意味する術語がないのである。もっとも顕昭の著作をはじめ歌学書は、貴顕の人物に呈上するものなので、謙虚な著述態度をとるのであって、自説こそ正しいなどという強い主張はひかえるものなのであるが、それにしても、正しい説という明快な概念が見当たらない。

近い概念としては、「正義」という語があげられようか。顕昭に、

両義おぼつかなければ正義さだめがたし。

(『顕注密勘』四七二番歌顕昭注)

という記述があり、この「正義」は「僻事」に対する正しい説をさす術語であるかのようにも見える。しかし、ここでは、「両義」のいづれが「正義」であるのか決しがたいという、むしろ「正義」の定めがたさ、不定性をいう語である。

唯一、『古今集序注』の「平城天子」とは誰を指すのかを注した箇所に、

今注云、付「此平城天子」、其義非「一、或聖武天皇、

或桓武天皇、或平城天皇、或以聖武・孝謙二代一共同号「平城」。此中以「平城天皇」可為「正義」也。

という例が、正しい釈義を意味する用法といえようか。

これ以外は、『袖中抄』ほか『古今集注』など顕昭の著作にも、「正義」の用例はなく（『奥義抄』ほかの清輔の歌学書には少数ながら用例はある）、「僻事」が夥しく現れるのとは全く対照的である。「正義」を明らかにして提示するという注釈の本来の目的が、少なくとも表面には見えてこないのである。顕昭は、「僻事」が「僻事」であることを知らせるために注釈を執筆したというが、「正義」を伝えるのが注釈の目的であるとは明快に言つていい。〔正義〕を主張する注釈ではなく、「僻事」を徹底して否定する注釈、否定を媒介として成立する注釈といえる。

もととも、清輔にも、俊成にも、顕昭にも、正しい説を追究していくとする志向は認められる（¹）。また、

提示されている説が「僻事」か否かを判断するには、判断基準があるはずだし、それは正しいか否かの判断基準であろう。しかし、「僻事」が次々と出没する注釈の循環構造を見ると、流動的、相対的な基準でしかないようと思われる。「僻事」ばかりが前景に出て、「正義」がきわめて見えにくいという状況である。

このような状況について、院政期の注釈言説の特質を

〈本文〉と〈今案〉というタームを軸に抉り出したのは小川豊生氏であるが、難義について次のように明確に断じている（²）。

難義となつた言葉をふたたび詩的語彙として賦活するには、証拠（本説）を必要とする。だがそもそも「難義」となつた言葉に、その使用を保証する根拠（本説）などあろうはずがない。

難義語に本説などあろうはずがないとすれば、顕昭らの注釈の當為はついには果てしない徒労に終わることとなる。顕昭自身も、難義語には本説とそれに基づく正義などあろうはずもないことを自覺していたのであろうか。注釈にひそむ大きな陥穰である。

二 「今案」について

ただちに「僻事」と批判されるような、次々提示される新説を院政期の注釈では「今案」と称している。「今案」について、小川豊生氏は、

確かにものとのテクストに基づく「本説」に対し、架空の説を恣意的に作り出していくことに対し、「今案」の用語をあててていることになる。

という（³）。前に確認した、次々涌き出てくる「僻事」を

また逐一つぶしてゆくありさまは、まさしく、小川氏が言う「今案」が恣意的に作り出されていく様相を表している。以下、小川論文に追随して、顕昭の「今案」について若干補足してみたい。

顕昭の「今案」の用例に従つて再検討してみると、二種の用法があることがわかる。

まず、根拠（本説）なき、思いつきの説を「今案」と呼んで否定する例である。「ゆふつけどり」について、

『童蒙抄』『綺語抄』と教長の説を引いて、

私ニ、此三ヶ説ミナコ、ロエズ。無_ニ其証_ニ。四境祭ニ、ハトリニユフツクル事ヲ不知也。就中鶴尾ノ長テ白ガ、木綿シテツケタルニ、タリト云義、以外ノ今案歟。遺_ニ恨之_ニ。

（「ユフツケドリ」（287））

という。「此三ヶ説」には「其証」がない、「四境祭ニ、ハトリニユフツクル」とりわけ「鶴尾ノ長テ白ガ、木綿シテツケタルニ、タリ」という説は、「以ての外」の「今案」であり、「遺恨之」と嘆いてみせる。「今案」は確かに、小川氏のいうように、本説・本文なき妄説にすぎない。

しかし、顕昭の「今案」の用例として圧倒的に多いのは、自説を提示する時に用いるものである。

顕昭云、コレハ古今集卷十三恋部哥也。奥義抄ニ此

哥ヲバ書出ナガラ不_レ釈_レ之。心エガタキ哥歟。他書ニモ釈シタル事モミエズ。サレドヲシハカリニ今案云、世ヲウラミテ朝ニモツカヘズシテ、山ニモイリ船ニモノリテ避ヲバ逃名トカケリ。其人トイハレテツカフルニ、世ヲサリヌレバ、名モ世ヲノガル、心ナリ。除籍トテフダヲケヅラル、モ、其名ヲハナルヽナリ。サレバ除名トモイヘリ。又名ヲトヽム、名ヲヽル、名ヲ、シムナド申モ、名ヲムネトスル事也。然者此歌ハ、ワガナモミナトコギイデ、世ヲサリウセナムトワガ身モ名モ皆トコギイデ、世ヲサリウセナムトヨメルナリ。ミナトヲ皆ニソヘタル也。

（「ワガナモミナト」（10））

明確な証拠となる本文・本説が見出せないので、自身が見出した「逃名」などの漢語を根拠として自説を提示したものである。確實な根拠とはいえないことは顕昭も承知で、「ヨシハカリニ」提示した「今案」であるという。もちろん「今案」と称するのは謙辞なのであり、その裏側には顕昭なりの不遜な自信があるのであが、それでも「ヨシハカリ」の「今案」にすぎないとある。

また、同様に本説なき場合に、

今案ニ、此哥ニモヲグルマトイヒ、ヒモトカムトハイヒタレド、錦トイフ詞ハナシ。若キノヒモトカム

ヨヒトアルハ、ニシキノヒモトカムヲ文字ノ落歟。

慥ニ本説ヲ可^レ勘也。ヨヒトイフコトバモアリ。

(「ヲグルマノニシキ」(155))

と、本説が後に見出されるのを期待しつつ遠慮がちに自説を「今案」として示した例があつた。その自説には何らかの自信があるにしても、一方で、根拠なき説にすぎないことも自覚している。自身も否定的に用いているよう、あらたな「本説」などの根拠が示されれば、今度は根拠のない思いつきの「今案」として葬り去られることになる。顕昭が示した説が後に俊成^レによつて「今案」として批判される実例は、小川氏が『六百番歌合』と『六百番陳状』の応酬においてあげている⁽⁴⁾。

顕昭は、いずれ否定されるであろう可能性も予測した上で「今案」と称して自説を提示したのではないか。難義語釈義の不確定性、難義語注釈の不可能性をよく自覺しているのである。

三 「実義」と「あらまし事」

ここで視点を変えて考えてみたい。次は、顕昭の歌学と実作に対する見識を披瀝した部分で、既に先学によつて検討もなされているが⁽⁵⁾、改めて注釈の問題としてと

りあげる。

顕昭陳申云、先右方の難に、「上・中五字、共に聞にくし」とある、人の心不同なれば、さも思はれん、とがめ申べからず。但、初の「春日には」と読るは古語也。万葉に、

うらゝにててれる春日に雲雀あがる心かなしも

独しおもへば

此歌などを思てよみ侍けるにや。又、後撰集に、

春日さす藤のうら葉のうらとけて君しおもはば

我也資まん

か様にもよみ置て侍れば、初句の「春日」、あながちにとがなくや。第三句は、前歌にも「ひばりあがる」

と侍る。大方、雲雀をば「あがる」とよみ、水鶲をば「たゞく」とよみ、鷗をば「はねかく」とよみならはして、「鳴」などはうちまかせてよまぬ事なれば、第三の句とがなし。此難は極たる小事也。不及沙汰歟。されど、判者、実事をたゞし、力を入て難ぜられて侍れば、所存を申侍なり。やまとこうたのならひ、

風情をさきとして実義をたゞさぬ事おほし。春は空にのみあがりてみゆれば、「雲雀の床はあれぬらん」とよめる、あらましことはさのみこそ侍れ。さのみ実事をたゞさばこそ、みくださんれうに「空にあが

る」とのたまはせたる事も、さやは思侍らん。ひばりの心もしりがたし。叢にあらん子をみくださんれうならば、あまりに空につきてあがらでも侍れかし。

（『六百番陳状』雲雀）

自分が提出した歌「春日には空にのみこそあがるめひばりの床はあれやしぬらん」が、「実事をただす」見地から俊成によつて否定されたことに嘙みついたものである。この歌は、家持歌の上句「うららにて（現訓・うらうらに）：雲雀あがる（現訓・あがり）…」（『万葉集』十九・四二九二）から、雲雀が空高く上がつていくようすをイメージし、すぐに視点を下に転じてその巣床が荒廃してしまうと表現した歌である。雲雀の巣を「床」と表現する歌は、曾禰好忠にある（『詞花集』冬・一四一）。すなわち、顕昭歌は、古歌の表現から発想してみたものであつて、そもそも雲雀の現実の生態をふまえたものではない。そこで顕昭は、「やまとたのならひ、風情をさきときとして実義をたゞさぬ事おほし」と原則論を述べ、「実義をただす」こと 자체が不当であると反論したのである。「実事」「実義」とは、ことがらの現実性、合理性をいうのである。最後に、「風情」をめぐらした結果として詠まれたそのような非現実的なことがらを、「あらまし事」と呼んでいる。

ついて「鶯、誠に梅の花がさぬはねど、にせごとにぬはするなり」という。続く二首の歌について、時鳥が「をのが妻を恋ひて」鳴くはずはなく「たゞ、人の心によってよめるや」とい、「螢を使にて秋の雁に風ふくと告ぐべき」はずではなく、それは「たゞあらましの事也」を詠んだものであるという。また、「機織」という虫が織り乱る声の綾を人に着せると詠んだ歌について「まことをたゞさば正体もなかるべし」と評し、禽獸にも、草木にも、さらに山にも「人のふるまひ、おもふ心をつけ」といる歌例をあげ、また「和歌には利口おほし」と述べて、発想や表現の大仰で極端な歌の例を並べてみせる。最後には、

然者、「和歌に法令難ずるは口惜事」と、法性寺入道殿はつねに被仰之由、伝承侍しか。

と法性寺入道忠実の発言を引いて自説の正当化と権威付けを図るという流れである。

このような重畳する挙例は顕昭の得意とする所であり、意氣揚々と反批判しているように見えるが、注釈家顕昭としては、自縛自縛となりかねない発言ではないだろうか。「あらまし事」の事例が、極端な仮想ばかりではなく、各種の擬人法や「利口」という巧妙な詞づかいを含むものならば、和歌の表現方法一般にも拡張しうることとな

ろう。すべての歌ではないにしても、「あらまし事」を詠むというのは和歌表現一般をいうに近い。「あらまし事」を詠んだ和歌について、注釈によつて「実事をただす」のはそもそも不可能であるということになる。

なお、「あらまし事」は『源氏物語』や『更級日記』の用例がよく知られていて、特に『更級日記』の例は、作者が浪漫的な若き日を悔恨をこめて振り返った時に用いたもので、『更級日記』を解く重要な鍵語となつてゐる(8)。ここでは、「あらまし事」は「風情」を極端にめぐらした結果詠まれたことがらではあるが、「風情」が和歌表現の起点にあるのだから、「あらまし事」を詠むのは和歌の普遍的な特質であると言つたもののごとくである。注釈を否定しかねない「あらまし事」としての和歌に注目してみたい。

四 「あらまし事」の注釈

「あらまし事」を和歌批評や注釈の中で用いた例は多くないが、『袖中抄』においては、次のような例が見出される。

イニシヘノノナカノシミヅヌルケレドモトノコ、ロ
ヲシルヒトゾクム

顯昭^二云、ノナカノシ水トハ播磨^ノ稻見野^{ニアミ}ニアリ。

コノ哥ニハヌルケレド、ヨミタレド、件シ水ミタル人ノ申シハ、メデタクツメタキシ水也ト云ヘリ。但、考^ニ能因歌枕^二云、ノナカノシミヅトハモトノメヲイフトイヘリ。今案云、ソノユヘナクモトノメヲノナカノシ水トイフベキニアラズ。アラマシ事ニ野中ノシ水ハヌルクトモ、トノシ水ヲ知タラン人ノクマンヤウニ、ムカシ心ヲツクシイミジクオボエシ人ノヲトロヘタランヲモ、トノ有サマシリタレバナヲムスブヨシヲヨメリケルヲ本トシテ、モトノメヲ野中ノシ水トハイヒナラハシタルニコソ。(中略)

奥義抄^云、野中ノシ水ノ此シ水ノ事ヤウアリゲニ申人モ侍レド、サセルミエタル事モナシ。此水ハハリマノイナミノニアル也。昔ハ目出キ水ニテ有ケルガ、スエニハワロクナリテ人ナドモスサメヌヲ、昔ヲ聞伝タルモノ、此ハ目出水有トコソキケトテ尋テミルニ、アサマシクキタナゲニナリテ有ケレドモ、此ハメデタカリケル水也、イカデカノマデスギムトノメリケル事ヲヨメルトゾ申スメル。ソレヨリ本ヲシレル事ニ云伝ヘタル也。今ハカタモハベラヌニヤ。此ハ人ノカタリシ事也。ミ

タル所モナケレバタノミガタシ。

私云、実ニタシカニミエタル事モナシ。此歌ニ付テイヘルニコソ。野中ニモ彼シ水今ハカタモナシトカ、レタルイカ。猶目出キシ水ニテコソ侍ナレ。ハリマノイナミノ程トヲカラネバ人皆シレル事也。サレバアラマシ事ニヨメルト思フベシ。基俊ガ逢不^レ逢恋哥ニ、

イニシヘノシ水クミニトタヅヌレバノナカフルミチシヨリダニセズ

コレハタゞ又モエアハヌ心ニヨセタル也。シホリナドスベキ事ニハアラヌニコソ。

(「ノナカノシミヅ^{〔オボロノシ水、セガキノシ水〕}(110)

『古今集』に詠まれた「野中の清水」は、既に播磨国の有名な歌枕となつていて、西行や寂蓮など実地踏査した人も多い⁽⁹⁾。「件シ水ミタル人ノ申シハ、メデタクツメタキシ水也ト云ヘリ」という現地情報は豊富にもたらされていいたのである。歌句の「野中の清水ぬるけれど」は現地情報に反していて、現実を前提にする限り、この歌は理解できない。

そこで、顯昭は、『能因歌枕』の「ノナカノシミヅトハモトノメヲイフ」とする記述をもとに、もとの妻への思いを仮想的な比喩を用いて表現したものと解する。播磨

にある現実の野中の清水に接しては成立しない、和歌世界にのみ成立する比喩表現である。そのような仮想的な比喩をここで「あらまし事」と呼んだものである。逆に「あらまし事」を詠んだ歌と解するしかこの歌を理解できないのであった。

顕昭が引く清輔『奥義抄』は、「人ノカタリシ事」に基づいて

「野中の清水」の歌一

首を解し、一方、野中の清水の現状については「今ハカタモハベラヌニヤ。此ハ人ノカタリシ事也。ミタル所モナケレバタノミガタシ」と述べていて、現地の実情についての明確な情報は持っていないようである。

顕昭は引用していないが、『和歌童蒙抄』には、

古今第七に有。野中の清水、河内国にあり。又播磨の国にも有云々。水とは妙清水とぞ本文には書たる。



野中の清水

とあるのみである。論点の中心は野中の清水の所在地である(1)。「水とは妙清水」と書いてあるという「本文」とは何を指すのかわからぬが、『和名抄』にある「妙美水シミヅ」という記述を言っているのであるうか。野中の清水の現状について触れていないのは、清輔同様に情報を持たなかつたのであるう。

その意味で、野中の清水の「メデタクツメタキシ水」という現状と『古今集』歌の「ぬるけれど」の措辞との齟齬の解明に挑んだのは顕昭が初めてであった。西行や寂蓮らによって現地情報がもたらされてきたので、この問題を避けることはできなくなつていたのである。その結論が、この歌が「あらまし事」を詠んだものという解釈である。それは、ささやかな「野中の清水」歌の注釈史の中で、顕昭が到達した地点であった。

もうひとつ、例をあげる。

モロコシノヨシノ、ヤマニコモルトモヲクレムトヲ
モフワレナラナクニ

顕昭云、モロコシノヨシノ、山トハ、コノヨシノ
、山ハ大和国ニコソアレ、モロコシニアルベカラ
ズ。タゞシ、シタフ心ザシノセメテフカキヨシヲ
イハムトテ、モロコシナランヨシノ山ニコモラム
ニダニヲクレズツキテユクベシ、マシテ我国ナラ

ンヨシノ山ニコモランニハヲクレナムヤト、アラ
マシゴトヲヨメルナリ。コノ心ヲシラズシテモロ
コシニアルベキヤウヲ云、又コノヨシノ山ニモロ
コシト云所アルベキヤウヲ申スハクチヲシキコト
也。

私考、承平二年二月十四日貞崇禪師述「金峯山神
区」云、古老相伝云、昔漢土有「金峯山」。金剛藏王
菩薩住之、而彼山飛移泛海而来。是間金峯山、
則是彼山也。

カ、ルコトハアレド、ソレニヨリテモロコシノヨ
シノ、山ト云ベカラズ。サテハ哥ノ心モサセルコ
トナクナリヌベシ。但モロコシニ金峯山アリケリ。
ソレヨリ飛来ル山ナレバ、カタゞモロコシノ吉
野ノ山ト云ツベシ。サテソレニコモルトモ我ハヲ
クレジト云心モヤ侍ルベカラ。但吉野山ニコモ
ルトモイハシニハ侍ラジ。作者ノ大臣ノ心中ハ知
ガタケレド、ナヲサキノアラマシゴトノ義ハ、イ
マスコシ哥ノ玉シキヲカシクヤ侍ルベカラ。
又考「日藏伝」云、天竺「仏生國」巽、俄闕飛來云々。
カ、ル事ハサマゞニ申タレドイヅレトモタノミ
ガタシ。是ハ天竺トアレバ、モロコシトハヨミガ
タクヤ。（中略）

タトヘバ此芳野ノ山ニ籠ランハコトモヨロシ。モ

ロコシナラン吉野ノ山ナリトモヲクレジト読也。

サレバコソ思モヨラヌ心アマリタルニヨリ誹諧ニ
ハ入タレ、誹諧ニ入タランニテ心エンニヤスカル
ベシ。

（「モロコシノヨシノ、山」（78））

この歌は、「シタフ心ザシノセメテフカキヨシ」を言う
ために、たとえ吉野の山が唐土にあつたとしても、相手
がそこに籠もるのなら「ヲクレズツキテユクベシ」と極
端な仮定をしたのだと解説する。それは「あらまし事」
といえるが、そこにこそ「哥ノ玉シキ」が「ヲカシ」と
評価できるところがあるという。

「歌の魂」とは絶妙な比喩であるが、顕昭の他の注釈
書では、同趣旨のところは「歌ノ意趣」（『古今集注』一
〇四九）、「此歌之本意」（『顕注密勘』顕昭注）とあり、
ここでは、歌の作意をいったものと単純化して理解して
おく。

「もろこしの吉野の山」は現実にはありえないけれど、
和歌の世界だからこそ「あらまし事」として成立する、
むしろ和歌の世界のみ存する現実である。それを、「コノ
心ヲシラズシテ」、もろこしに吉野の山があると解したり、
逆に吉野に「もろこし」という地名があると付会するの

は、「クチヲシキコト」すなわち「僻事」となる。これらは、「もろこし」を仮想ではなく現実的に解そうとしたもので、いってみれば「実義」をただそうとしたのである。〔実義〕をただすることは、注釈の本来の目的であるかのように思われるが、かえってこの歌の誇張した発想がうまく理解されず、表現の真意〔歌の魂〕を見失い、結果的に「僻事」を生み出すこととなつた。

「野中の清水」も「もろこしの吉野の山」も、難義語のひとつではあるが、語句そのものが意味不明というよりも、表現方法に問題がある歌句である。顕昭は、歌に込められた作意〔歌の魂〕に即し、歌の趣向・構想〔風情〕として仮構された非現実の空間〔あらまし事〕を明らかにして、語句の意義や用法の注釈を行つた。その結果、ここでも顕昭は、「やまとうたのならひ、風情をさきとして実義をたゞさぬ事おほし」と注釈の限界と不可能力、無意味性に至つたのである。

「あらまし事」は否定的にも用いられる。

風吹バオキツシラナミタツタ山ヨハニヤキミガヒト
リコユラム

顕昭云、是ハ古今哥也。注云、アル人此哥ハ、ムカシヤマトノクニナリケル人ノムスメニスミワタリケリ。此女オヤモナク成テイヘモワロクナリユ

クホドニ、コノオトコ河内ノクニ、人ヲアヒシリテカヨヒツ、カレヤウニノミナリユキケリ。サレドモツラゲナルケシキモミエデ、河内ヘイクゴトニオトコノコ、ロノゴトクニシツ、イダシヤリケレバ、アヤント思テ、ナキマニコトコ、ロモヤウチヘイクサマニテ前栽ノ中ニカクレテミハベリアルトウタガヒテ、月ノオモシロカリケルヨ、カケルハ、ヨフクルマ、ニ、コトヲカキナラシツ、コノ哥ヲヨミテネニケレバ、コレヲキ、テイトアハレト思テ、ソレヨリ又ホカヘモマカラズナリニケリトナムツタヘタル。
今案ニ、オキツシラナミトハタツタヤマトイハントテイヒヲクナリ。シラナミトハヌスピトヲイヘバ、オソロシキモノタツタ山ヲヒトリコユラントヨメルヨシ、ヨロヅノフミニノセタリ。イトモミナソノヨシヲ申スハアラマシゴト也。

(「オキツシラナミタツタヤマ」(7))
これは「オキツシラナミタツタヤマ」の「シラナミ」を「ヌスピト」と解する説に対して、「アラマシゴト」と言つて批判したものである。白浪を盗人の比喩とするのは漢籍に出典があるが、この「風吹けば沖つ白浪たつた山」歌の解釈に持ち込もうとする「ヨロヅノフミ」の説

には無理があるという。その説を和歌表現の真意を考慮しない荒唐無稽な解釈であるとして「アラマンゴト」と批判している。この場合、「あらまし事」はむしろ「僻事」に近い。「あらまし事」は和歌に表現されたことがらをいうはずであるが、解釈説を否定する用語ともなっている。しかし、「ヨロヅノフミ」の著者たちは、和歌は「あらまし事」を詠むものという前提のもと、無理を承知のうえで、「白浪」を盜人の比喩とする解釈を作り上げたのではないだろうか。顕昭は、そのような極端な解釈を「あらまし事」と呼んで批判したのであるが、どのような歌でも「あらまし事」として解釈すると、場合によつては和歌表現の真意から離れ「僻事」の解釈を生成する結果をもたらしてしまう。「あらまし事」は否定的に反転し、正否両様の側面を持つ。

歌合判詞にも「あらまし事」の用例は少しばかり見られる。『六百番歌合』には、左右の難陳と俊成の判詞に計三例あり、『千五百番歌合』には顕昭の判詞に二例見られる。注釈ではなく、新作歌の批評に用いられているのは興味深いが、おおむね、風情や表現の非現実性を否定的に指摘したものである。右の用法の範囲を出るものではないので、これ以上はふれない(一)。

本論もまたとりとめもなく漂流してきたが、ここで出

発点に戻って、顕昭注釈が到達したところを考えてみる。顕昭の考えるようには、和歌が「あらまし事」を詠んだものとすれば、和歌に詠まれた語句の意義や表現方法は歌ごとに明らかにされることであつて、そもそも普遍的な正しい説などありえないことになる。「実義」をただすことによつて和歌表現の意味は明らかになるものではないし、逆に「実義」をただそうとするとかえつて「僻事」を生じてしまう。

しかし、思えば、本来「実義」をただすことが注釈であるはずであり、「実義」を明らかにしない注釈などは注釈とはいえないのではないか。和歌注釈とはそのようにそもそも不可能性を内包するものである。『袖中抄』の、諸注を集めし「僻事」を是正するという、否定的媒介による注釈方法は、結局は不可能性に基づくものではないだろうか。「正義」に近づこうにも、ついには届かない。注釈家顕昭は、そういう注釈の迷妄と虚無の闇の中にいて、虚妄の「実義」と架空の「正義」を求めてさまよつていたのである。

五 「家説」になれない「私説」

そのような混沌として目的が見えない中で、注釈者た

ちは最終的に注釈することにどのような意味を求めていたのか。それは、清輔や定家の場合は「家説」の確立ということになる。

定家が師説（基俊説）から庭訓（俊成説）を受けて「家説」を形成、確立してゆく過程については、既に詳細に論じられている⁽¹⁾。定家の注釈は、継承する子や弟子がいることを前提に、考証を深め書き継がれていく。定家にとって、そこに注釈することの大きな動機と意義と目的があつたのである。

しかし、顕昭は、家の説の伝受の系譜から疎外され、また自説を継承する受け手もいない。顕輔の説を祖述し継承者たることを誇示しようとする志向は見られたが、それは片々たる談話を記述するしかなかつた。幸清らの弟子はいたようだが⁽²⁾、顕昭の学問を継承する立場でもないし、能力もなかつた。献呈先の守覚法親王を頼みつつ、顕昭がたどり着いた所説はついに「顕昭云」「私云」の「私説」にとどまらざるをえなかつたのである。

注

(1) 佐藤明浩「『かはやしろ』の論争をめぐって」（『名城大学人文紀要』四六集、一九九三・一二）に、清輔、顕昭らは「ひとつの正説を得ることが、至

上の課題となつた時代」にあつたというが、おおむね妥当な見取りだと思われるし、実際には多くの難義語に「正説」が見出されていた。ただし、つ

こでは、実はその「正説」 자체が相対的で、ついには見えないものであることを問題にしている。

(2) 小川豊生「〈本文〉と〈今案〉——院政期歌学のディスクール——」（『古典研究』一号、一九九二・一二）に拠る。

(3) 注(2) 小川論文。

(4) 小川豊生「院政期歌学のパラダイム——釈義の方法をめぐって——」（鈴木淳・柏木由夫責任編集『和歌 解釈のパラダイム』笠間書院、一九九八・一二）に拠る。

(5) たとえば、安井重雄「表現・思想の基盤としての注釈——顕昭——」（山本一編『中世歌人の心——転換期の和歌観——』世界思想社、一九九一・九）がある。教唆されることが多かつたが、顕昭の実作のための「表現の基盤」を読み取ろうとしていて、本稿とは論点を異にしている。

(6) 「実義」については、山田洋嗣「古寺の情景——『秘』が伝そられる時——」（『日本文学』一九九五・七）に「『実義』が和歌史の中で「本」となり共に

される過程」について論じられていて、本稿においても示唆されるところが多かった。本稿は、「実

義」と詠歌と注釈との互いに相剋する関係を論じてみたものである。

(7) 「土民」の説が注釈に導入される機制については、注(4) 小川論文参照。

(8) 論究されること枚挙にいとまがないが、「あらまし事」の語義に絞った論考としては、閑根慶子「あらましこと」考(『紀要』(お茶の水女子大学附属高等学校研究会)一四号、一九六八・三)、大坪併治「あらましこと」原義考(『訓点語と訓点資料』九〇輯、一九九三・一)などがある。

(9) 歌枕「野中の清水」については、野中春水『歌枕神戸』「野中の清水」(和泉書院、一九八七・六)参考。

(10) 『口伝和歌釈抄』にも「野中のし水、かうちのく

にゝあり。又はりまのいなみのにあり」とあり、やはり所在地は不明確であった。「野中の清水」を播磨所在とするのは、注釈を積み重ねる過程で確定していくのだろう。

(11) 注釈に用いられた最初の例は教長の『古今集註』の「ヲモヒモヨラヌ、アラマシゴトヨメリ」(五

三一) というものである。非現実的な風情を指摘したものである。

(12) 川平ひとし『中世和歌テキスト論——定家へのまなざし』「I・1『三代集之間事』読解」ほか諸論(笠間書院、二〇〇八・五)、深津睦夫「僻案抄について——注釈過程における定家の意識をめぐって」

東野泰子「定家歌学と六条家説——『僻案抄』をめぐって——」(『皇學館論叢』二四卷四号、一九九一・八)、一〇)、上野順子「僻案抄」放——御子左家「家説」の改変——」(『国文学研究』二二一集、一九九七・三)などに、詳細に論じられている。

(13) 西村加代子『平安後期歌学の研究』「第三章・顕昭の古今伝授と和歌文書」(和泉書院、一九九七・九) 参照。

(本学教授)